

愛知芸術文化センター 1 階駐輪場跡地運営事業者募集要項

愛知芸術文化センター 1 階駐輪場跡地を運営する事業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 参加資格結果通知を発行してから審査結果通知までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 参加資格結果通知を発行してから審査結果通知までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと
- (6) 3 年以上継続した事業経験を有すること。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。

2 応募方法等

(1) 募集資料の配布

ア 配布時期

令和 5 年 3 月 17 日（金）から令和 5 年 3 月 30 日（木）まで

イ 配布場所

愛知芸術文化センター 7 階 管理部管理課

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

電話 052-971-5511 内線 224 FAX 052-971-5601

※地下 1 階守衛室（NHKセンタービルの間にある通路を下る）にて入館手続きの上、7 階管理部管理課までお越しください。

ウ 愛知芸術文化センターホームページ（「愛知芸術文化センターからのお知らせ」）からも資料入手が可能です。（<http://www.aac.pref.aichi.jp>）

(2) 応募書類の受付

ア 応募を希望する事業者は、申込書及び提出資料を愛知芸術文化センター 7 階管理部管理課へ提出してください（メール、ファックスによる提出は不可）。

イ 書類受付期間

令和 5 年 3 月 17 日（金）から令和 5 年 3 月 30 日（木）午後 5 時 30 分まで

（ただし、土日祝日は除く）。

受付時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

なお、郵送による提出の場合は、令和 5 年 3 月 30 日（木）必着とします。

(3) 現地説明会

応募書類の受付期間中、随時開催します。ご希望の場合はあらかじめご連絡ください。

(4) 本募集に係る質問

応募書類の受付期間中、随時受け付けます（電話、ファックス、メール可）。

3 施設の概要

(1) 設置場所

名古屋市東区東桜一丁目13番2号 愛知芸術文化センター1階西
(別紙図面参照)

(2) 面積

49.32㎡（ピロティ部分のみ） ※分割して使用することも可能

4 営業内容等

(1) 営業主体

申込者自ら営業することが条件です。（転貸はできません。）

(2) 営業内容及び料金

営業内容は、愛知芸術文化センター利用に資するものとし、事業者側で提案してください。また、料金等については、愛知芸術文化センターは事業者と協議できるものとします。

(3) 営業日

愛知芸術文化センター休館日※でも利用可能です。詳細は別途協議とします。

※休館日 毎月第1・第3月曜日（月曜日が祝日（振替休日）に当たるときは開館、次の平日に休館）、年末年始（12月28日～1月3日）

(4) 営業時間

愛知芸術文化センター開館時間※外でも利用可能です。詳細は別途協議とします。

※開館時間 午前9時から午後10時まで

(5) 営業方式

事業者側で提案してください。

(6) 使用料

愛知県の「行政財産の特別使用に係る使用料条例」により算出した額とします。

※参考：令和4年度の基準で算出すると

事務所、車庫、倉庫等として使用する場合 月額 84,150円

食堂、売店等の店舗として使用する場合 月額101,200円

光熱水費等は電気、水道、ガスを使用する場合は、別途実費負担とします。

(7) 使用期間

1年間（年度途中の場合は、許可日から当該年度の3月31日まで）

※利用状況等を勘案し、更新するかどうかを決定します。

(8) 営業開始希望

令和5年5月中

(9) その他

営業開始にあたって、営業内容等の詳細については愛知芸術文化センターと協議するものとします。営業開始後に営業内容等の変更を希望される場合も同様です。

5 営業条件

(1) 備品その他消耗品については、事業者において準備すること。

(2) ゴミ等の処理については、事業者が行なうこと。

- (3) 店名表示、メニースタンド設置、ちらし配布等は愛知芸術文化センターと協議すること。
- (4) 電源工事等にかかる経費は事業者負担とする。なお、工事内容等については、事前に愛知芸術文化センターと協議すること。
- (5) 愛知芸術文化センターにふさわしい、品位のある落ち着いたサービスを提供することを希望する。

6 選考方法及び決定時期

- (1) 書面審査により、応募業者を数社程度に選考します。
1次審査結果は令和5年3月末までにお知らせします。
- (2) 1次審査を通過した応募業者から、「愛知芸術文化センター1階駐輪場跡地を営業する事業者の選定に関する委員会」における審査により事業者を選定します。
別途お知らせする期日にお集まりいただき、企画提案の説明を行っていただき、質疑応答を行ないます。(4月中旬予定)

7 選定結果の通知

選定結果は令和5年4月中に応募業者にお知らせします。

8 その他

- (1) 企画提案に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 企画提案資料については、返却いたしません。
- (3) 営業条件等の詳細については、決定後協議します。
- (4) 決定後は、営業等に関する必要なすべての手続きを遅滞なく行ってください。

(連絡先)

〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2

愛知芸術文化センター管理部管理課

電 話 052-971-5511 (内線224 担当 松田)

FAX 052-971-5601

E-Mail geibun-c@pref.aichi.lg.jp